

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

福井県議会委員会条例(昭和四十八年福井県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(委員会の公開の原則)

第十六条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とするこ  
とができる。

第十七条 削除

(秩序保持に関する措置)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(意見を述べようとする者の申出)

第二十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところ  
により、委員長が定める電子情報処理組織(委員会または委員長の使用に係る  
電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相  
手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を  
いう。第二十六条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(代理人または文書等による意見の陳述)

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書もしくは電子情報  
処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員  
会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

改正前

(傍聴の取扱い)

第十六条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができ  
る。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第十七条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

(秩序保持に関する措置)

第二十条 (略)

2・3 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第二十二条 (略)

(代理人または文書による意見の陳述)

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示する  
ことができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第二十六条の二 (略)

2 (略)

3 第十二条の二および前三条の規定は、参考人について準用する。この場合において、第十二条の二第一項中「重大な感染症のまん延防止の観点からまたは大規模な災害の発生もしくは育児、介護その他やむを得ない理由により、委員が委員会の招集場所へ参集することが困難であると認めるとき」とあるのは「必要があると認めるとき」と、同条第二項中「委員は」とあるのは「参考人は」と、同条第三項中「委員が」とあるのは「参考人が」と、「委員は」とあるのは「参考人は」と、第二十六条中「電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「電子情報処理組織を使用する方法（オンラインを除く。）」と読み替えるものとする。

(記録)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第二十六条の二 (略)

2 (略)

3 参考人については、第二十四条、第二十五条および第二十六条の規定を準用する。

(記録)

第二十七条 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

福井県議会委員会条例に定める手続等のオンライン化を推進するため、所要の規定の整備を行う必要があるため、この案を提出する。